

令和5年3月に決定した研究開発構想に係る指定基金協議会に 参加が想定される関係行政機関等について

令和5年3月
内閣府・文部科学省・経済産業省

- 令和5年3月に決定した研究開発構想のうち、以下については、資金配分機関による採択結果公表後、研究開発構想ごとに1つの指定基金協議会を設置する予定です。当該指定基金協議会にそれぞれ参加が想定される関係行政機関等について、以下に記します。なお、今後変更の可能性があります。

「宇宙線ミュオンを用いた革新的測位・構造物イメージング等応用技術」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：文部科学大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：気象庁、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁、JST、PO

「サプライチェーンセキュリティに関する不正機能検証技術の確立（ファームウェア・ソフトウェア）」指定基金協議会（仮称）

設置大臣：文部科学大臣、内閣総理大臣

関係行政機関等：内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）、警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、防衛省、防衛装備庁、JST、PO

- ✓ 個別研究型の研究開発構想のうち、事業開始時点で技術成熟度が比較的低いものや実現可能性調査（FS）を実施するものの中には、プログラム・オフィサー（PO）を経済安保推進法上の研究開発代表者（「研究開発等を代表する者として相当と認められる者」）とみなし、事業に参画する研究者を代表してPOのみが協議会に参加する場合もあり得ます。
- ✓ 同じく令和5年3月に「ハイブリッドクラウド利用基盤技術の開発」研究開発構想を改定しておりますが、当該研究開発構想に係る指定基金協議会への参加が想定される関係行政機関等は、内閣府HPにて掲載済みの[「令和4年12月に決定した研究開発構想に係る指定基金協議会に参加が想定される関係行政機関等について」](#)を参照してください。